

購入等契約に関する取引停止等の取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人山口市文化振興財団(以下「本財団」という。)が発注する工事、物品等の購入及び製造、役務その他の契約(以下「購入等契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「取引停止」とは、本財団が業者との契約締結を一定期間行わないこと、または業者と既に締結している契約を解除することをいう。

(取引停止の措置)

第3条 契約に関わる業者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、別表各号及びこの要領の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

(取引停止措置等の通知)

第4条 第3条1項の規程により取引停止となった業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第5条 取引停止期間中の業者が本財団における契約に関して、全部又は一部の下請けをすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止期間の開始前に下請けをしている場合はこの限りではない。

(警告又は注意喚起)

第6条 取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告あるいは注意喚起を行うことができるものとする。

附則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

(別表)取引停止の措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 購入等契約に係る手続きに置いて、提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(賄賂)</p> <p>2 本財団の職員に対し、賄賂が発覚した時</p> <p>3 本財団以外の公的機関の職員等に対して行った賄賂が発覚した時</p> <p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>4 当財団の契約履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>(契約違反)</p> <p>5 本財団発注契約の履行に当たり、契約に反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合。</p> <p>(談合)</p> <p>6 業者である個人、業者の役員又はその使用人が本財団発注契約における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴をされた場合。</p> <p>7 業者である個人、業者の役員又はその使用人が一般契約における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴をされた場合。</p> <p>(その他)</p> <p>8 前各号に掲げる場合のほか、本財団に対し不誠実な行為を働いたとき</p>	<p>取引停止を決定した日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>取引停止を決定した日から 4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>取引停止を決定した日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>取引停止を決定した日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>取引停止を決定した日から 2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>取引停止を決定した日から 2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>取引停止を決定した日から 1ヶ月以上12ヶ月以内</p>